

○厚生労働省令第七十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第四号及び第三十七条の規定に基づき、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特

定行為に関する省令の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

改正後

(特定行為研修の基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区分別科目のうち講義又は演習にあつては、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。

(報告)

第十一条 指定研修機関は、毎年六月三十日まで、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・五 (略)

2 (略)

別表第三(第五条第二号関係)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	三十
(略)	
疾病・臨床病態概論	四十
医療安全学	
特定行為実践	四十五
合計	二百五十

備考

一・二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その全部又は一部を免除することができる。

改正前

(特定行為研修の基準)

第五条 法第三十七条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 区分別科目は、別表第四の上欄に掲げる特定行為区分に応じて同表の下欄に定める時間数以上であること。

(報告)

第十一条 指定研修機関は、毎年四月三十日まで、当該指定研修機関に関する次に掲げる事項を記載した報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・五 (略)

2 (略)

別表第三(第五条第二号関係)

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	四十五
(略)	
疾病・臨床病態概論	六十
医療安全学	三十
特定行為実践	四十五
合計	三百十五

備考

一・二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に応じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。

四 (略)

別表第四 (第五条第三号関係)

特定行為区分	時間数
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	九
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	二十九
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	八
循環器関連	二十
心臓ドレーン管理関連	八
胸腔ドレーン管理関連	十三
腹腔ドレーン管理関連	八
ろう孔管理関連	二十二
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	七
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	八
創傷管理関連	三十四
創部ドレーン管理関連	五
動脈血液ガス分析関連	十三
透析管理関連	十一
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	十六
感染に係る薬剤投与関連	二十九
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	十六
術後疼痛管理関連	八
循環動態に係る薬剤投与関連	二十八
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	二十六
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	十七

備考

- 一 区分別科目は、講義又は演習及び実習 (必要な症例数を経験するものに限る。) により行うものとする。

二 (略)

四 (略)

別表第四 (第五条第三号関係)

特定行為区分	時間数
呼吸器 (気道確保に係るもの) 関連	二十二
呼吸器 (人工呼吸療法に係るもの) 関連	六十三
呼吸器 (長期呼吸療法に係るもの) 関連	二十一
循環器関連	四十五
心臓ドレーン管理関連	二十一
胸腔ドレーン管理関連	三十
腹腔ドレーン管理関連	二十一
ろう孔管理関連	四十八
栄養に係るカテーテル管理 (中心静脈カテーテル管理) 関連	十八
栄養に係るカテーテル管理 (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連	二十一
創傷管理関連	七十二
創部ドレーン管理関連	十五
動脈血液ガス分析関連	三十
透析管理関連	二十七
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	三十六
感染に係る薬剤投与関連	六十三
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	三十六
術後疼痛管理関連	二十一
循環動態に係る薬剤投与関連	六十
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	五十七
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	三十九

備考

- 一 区分別科目は、講義、演習又は実習により行うものとする。

二 (略)

三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に じ、その全部又は一部を免除することができる。 四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を 書により行うための能力を有していると認める看護師に て、その一部を免除することができる。 五 指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合 当該特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師に て、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うこと できる。 六 (略)	三 既に履修した科目については、当該科目の履修の状況に じ、その時間数の全部又は一部を免除することができる。 四 指定研修機関は、当該特定行為研修に係る特定行為を 書により行うための能力を有していると認める看護師に て、その時間数の一部を免除することができる。 (新設) 五 (略)
---	--

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十一年十一月三十日までの間は、この省令による改正前の規定により第六条の指定の申請（当該申請に係る第七条第一項の適用を含む。）又は第十条の申請を行うことができる。

第三条 この省令の施行の際現に保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号の規定による指定を受けている者又は同項の規定により変更の承認を受けた者が行う特定行為研修の内容については、この省令による改正後の第五条第三号、別表第三及び別表第四の規定にかかわらず、平成三十五年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。